

# 表彰規定

## 第1条 目的

本規定は、立命館スポーツフェローの発展のために顕著な業績のあった団体及び個人の功労、名誉を表彰することを目的とする。

## 第2条 表彰の種類と範囲 その基準

### 1. スポーツフェロー会長功労賞（組織、運営の部）

本会の発展に功労のあった者、また各部OB・OG会の発展に功労・寄与・寄付した者、並びに本会加盟の部で各部の発展に寄与した者に授与する。

- 基準： ①本スポーツフェローの発展に寄与し、かつ本スポーツフェローの常任幹事以上を多年にわたり務めた者。  
②各部OB・OG会の会長並びに幹事長（または事務局長）を多年にわたり務めた者。  
③以上同等の功労があり、本会常任幹事より推薦のあった者。

### 2. スポーツフェロー会長功労賞（指導者の部）

本会加盟の部で、各部の発展に寄与し、全国大会等で優秀な成績を収めた指導者に授与する。

- 基準： ①各部の監督またはコーチ（トレーナー等も含む）を多年にわたり務め、各部OB・OG会より推薦のあった者。  
②各部を全国大会等で優勝させた、監督またはコーチ（トレーナー等も含む）で、各部OB・OG会より推薦のあった者。  
③過去に無い優秀な成績を収めた場合は、複数回の推薦も可とする。

### 3. スポーツフェロー会長賞

本会加盟の部で、各部の発展に寄与した現役四回生（選手で無い部員）に授与する。

- 基準： ①当該年度で各部を全日本級に入賞したときの部員で、各部の部長より推薦のあった者。  
②以上と同等の功労があり、スポーツ強化センターより推薦のあった者。  
③体育会本部の委員長または副委員長を務め、スポーツ強化センターより推薦のあった者。

#### 4 スポーツフェロー会長特別賞

本会加盟の部で特に優秀な成績を納めた部または個人に授与する。

基準： オリンピック、パラリンピックまたは、世界選手権等に出場した団体及び個人（学生）、または、OB・OGで、スポーツ強化センターまたは常任幹事会から推薦があった者。

#### 5. 感謝状

- ① 本会加盟の各部周年祝賀会時に、各部OB・OG会より推薦のあった者に、贈呈する。
- ② 各部において、10年以上部長を務め、各部OB・OG会より推薦のあった者に贈呈する。

#### 第3条 表彰の方法

表彰は賞状、感謝状及び副賞（記念品）を授与する。

#### 第4条 規定の改廃

本規定の改廃は、本スポーツフェロー常任幹事会の議決により行い、総会において承認を受けるものとする。

附 則 1. 本規定は、2013年（平成25年）5月18日より施行する。

制定（臨時総会）	1996年（平成8年）10月26日
一部改正（総会）	2001年（平成13年）2月24日
一部改正（総会）	2008年（平成20年）4月19日
一部改正（総会）	2011年（平成23年）5月21日
一部改正（総会）	2013年（平成25年）5月18日